

包括外部監査指摘事項等措置状況報告

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-1～4 ①	区 分	意 見
項 目	市民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税 業務処理におけるリスク・統制の識別及び統制の運用			報告書 ページ	37
措 置 状 況	取組中	監 査 対 象 課	市民部収納推進課	関係課	—
意 見 内 容	総括的な業務記述書・フローチャートは作成されていないが、市税徴収員取扱要綱、徴収員による訪問徴収業務等の手順、徴収員による訪問徴収業務等のフローチャート、預貯金差押事務の全体の流れ、滞納管理システムのオペレーションマニュアル、山梨県総合県税事務所徴収職員研修他の研修資料他の各書類により業務処理がなされている。しかし、内部統制上は、業務処理を実施することによるリスク（正確性リスク・網羅性リスク・正当性リスク他）及びリスクを低減する統制活動（承認・レビュー・職務分掌・ローテーション他）を識別、文書化するとともに、統制活動が実際に運用されることを保証するチェックリスト等を作成することが必要である。				
措 置 内 容	業務処理におけるリスク管理や内部統制の確保の観点も含めた業務フローチャート等の整備に取り組んでいる。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-1～4 ②	区 分	意 見
項 目	市民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税 起案用紙（徴収猶予許可通知書の送付について）に係る添付書類			報告書 ページ	37
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	市民部収納推進課	関係課	—
意 見 内 容	起案用紙による徴収猶予の上長の決定・協議にあたっては、実質的に滞納者の生活状況の的確な把握に努めているが、滞納者の支払能力の数値化された情報が必要不可欠であることから、個人滞納者の場合は、収入の内訳・合計額及び支出額の内訳・合計額が一覧できる定型的なテンプレートとしての「生活状況確認表（1か月分）」を添付することが望ましい。				
措 置 内 容	令和7年度から、個人の滞納者の場合、徴収猶予の適用を判断する際には、滞納者に係る収入・支出の状況を「生活状況確認表（1か月分）」に記録し、決裁時の添付書類としている。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-1～4 ③	区 分	指 摘
項 目	市民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税 滞納処分の停止の取消しに係る承認等の必要			報告書 ページ	38
措 置 状 況	取組中	監 査 対 象 課	市民部収納推進課	関係課	—
指 摘 内 容	どのような場合にどのような情報により滞納処分の停止の取消しを行うかを取りまとめ、それを文書化し（例えば、生活保護受給の停止の場合には、生活福祉課より「各課連絡票」を入手する等）、担当者の滞納管理システム入力前に上長の承認を受ける、担当者の滞納管理システム入力後に定期的に「執行停止一覧」を出力し上長がモニタリングする等の統制の構築及び運用が必要である。				
措 置 内 容	執行停止取消し処分の手続きについては、執行停止処分の手続きと同様、システム入力後、出力される文書により承認を受けること及びその後のモニタリングの実施など、執行停止に係る統制の構築に取り組んでいる。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-5 ①	区 分	指 摘
項 目	老人保護措置費自己負担金 滞納債権の適切な管理			報告書 ページ	41
措 置 状 況	検討中	監 査 対 象 課	福祉部長寿介護課	関係課	—
指 摘 内 容	滞納者から分納誓約書の徴求がなされない、消滅時効更新のための督促が適時に行われない、消滅時効が成立した債権については不納欠損処理が行われないなど、時効管理が適切に行われてこなかったことが判明した。予定される消滅時効及び不納欠損処理マニュアルの作成により、滞納債権の適切な管理を行うよう求める。				
措 置 内 容	消滅時効が成立している、平成28年11月期以前の自己負担金については、令和7年度中に不能欠損処理を行うとともに、記載すべき内容を精査の上、消滅時効及び不能欠損処理マニュアルを新たに整備していく。 滞納繰越分の未収金については、滞納者へ電話や個別訪問等により納入を促すとともに、支払いの意思を確認した上で納付相談を行っていく。 また、支払い可能な納付計画の作成及び分納誓約書による納入についても、書式や対応方法を検討していく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-5 ②	区 分	意 見
項 目	老人保護措置費自己負担金 扶養義務者からの積極的な徴収			報告書 ページ	42
措 置 状 況	検討中	監 査 対 象 課	福祉部長寿介護課	関係課	—
意 見 内 容	入所措置にあたっては、扶養義務者から扶養義務承諾書を徴求しており、扶養義務者において負担金を弁済することが可能な資力を有しているのであれば、扶養義務者に対して積極的に督促し、徴収を試みることも検討すべきである。				
措 置 内 容	扶養義務者は、被措置者との関係が薄いことが多いことから、扶養義務者への督促等により被措置者と扶養義務者との関係に影響を与えることのないよう、扶養義務者に対し制度を十分に説明し、生活状況等を把握した上で、扶養義務者からの徴収を進めるため、その実施方法を検討していく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-5 ③	区 分	意 見
項 目	老人保護措置費自己負担金 滞納者の相続人からの積極的な徴収			報告書 ページ	42
措 置 状 況	検討中	監 査 対 象 課	福祉部長寿介護課	関係課	—
意 見 内 容	公平性の観点からすれば、滞納者が死亡した場合、滞納者の相続人にも積極的に督促し、徴収を試みることも検討すべきである。				
措 置 内 容	滞納者が死亡した場合、速やかに法定相続人を把握するとともに、滞納者の相続人からの徴収を進めるため、その実施方法を検討していく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-6 ①	区 分	指 摘
項 目	保育所運営費保護者負担金 甲府市保育料滞納対策実施要領の改正			報告書 ページ	46
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	子ども未来部子ども保育課	関係課	—
指 摘 内 容	甲府市保育料滞納対策実施要領は、「甲府市保育料徴収規則」（昭和56年3月規則24号）によっている（同実施要領2条）が、「甲府市保育料徴収規則」は、「甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則」（平成27年3月31日）の附則2条により廃止された。したがって、同実施要領については、同条例施行規則に沿って、速やかに改正がなされなければならない。				
措 置 内 容	甲府市保育料滞納対策実施要領の改正について、「甲府市保育料徴収規則」は「甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則」附則2条により廃止されていることから、条例施行規則に沿った内容の見直しを行い、要領の改正を実施した。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-6 ②	区 分	指 摘
項 目	保育所運営費保護者負担金 延滞金の徴収			報告書 ページ	46
措 置 状 況	検討中	監 査 対 象 課	子ども未来部子ども保育課	関係課	財政課
指 摘 内 容	延滞金の徴収は、条例の定めにより徴収することになっており（地方自治法231条の3第2項）、「甲府市税外収入の督促等に関する条例」4条によれば「徴収する」ことになっているものの、延滞金の徴収がなされていない。また、延滞金は納期限の翌日から発生し存在していることから、少なくとも、本税が完納され確定した延滞金については、年度末で調定を行い、債権として適切に管理すべきである。				
措 置 内 容	延滞金については、統一した見解に沿った取り扱いとするため、庁内検討会議にて、債権管理に関するヒアリングを行うとともに、条例の制定等について検討している。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-6 ③	区 分	意 見
項 目	保育所運営費保護者負担金 債権管理に使用しているエクセル表の管理取扱規程作成			報告書 ページ	47
措 置 状 況	取組中	監 査 対 象 課	子ども未来部子ども保育課	関係課	—
意 見 内 容	記載に関する取決め（記入項目の内容、記入及び訂正権限の定め、リストからの消去の基準、正確性についてチェックする責任者、チェックする項目及びチェック時期の定めなど）がないことから、担当者の交代などで引継ぎがなされる際に正確性に問題が生じる可能性もありうる。現状問題は発生しておらず、担当者が不在の際に他の係の者が滞納者の電話などに対応した際に情報を記入することにより、常に新しい情報を補充して債権管理を行っているとしても、速やかにエクセル表の管理取扱規程を課において作成すべきである。				
措 置 内 容	債権管理に係るエクセル表の管理取扱規程を作成している。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-6 ④	区 分	意 見
項 目	保育所運営費保護者負担金 不納欠損処理の要件（居所不明の判断基準の明確化）			報告書 ページ	47
措 置 状 況	取組中	監 査 対 象 課	子ども未来部子ども保育課	関係課	—
意 見 内 容	居所不明を理由とする場合がほとんどである（不納欠損処理の85％）とのことであるが、住民票の確認、自宅訪問などを行い、所在確認が困難な場合に不納欠損処理の対象と判断しているが、これに関するマニュアルなどは存在しない。居所不明の一応の判断基準をマニュアル化するなどすべきである（処理の公正・公平性の確保）。				
措 置 内 容	不納欠損処理の要件「居所不明」について、判断基準を明確化するとともにマニュアル等の作成を行っている。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-6 ⑤	区 分	意 見
項 目	保育所運営費保護者負担金 延滞金の不納欠損処理			報告書 ページ	48
措 置 状 況	検討中	監 査 対 象 課	子ども未来部子ども保育課	関係課	財政課
意 見 内 容	延滞金については債権としては発生し、延滞金額の計算も可能である。例えば、毎年度に未収の本債権について年度末にいくらの延滞金が発生しているかの計算を行い、未収の延滞金の全体額を把握することは債権管理上可能であることから、最終的に不納欠損の対象となる本債権について発生している延滞金の額を本債権の不納欠損にあたり計算することも可能である。その上で、本債権とともに不納欠損の対象として議会の審議に付することを検討すべきである。				
措 置 内 容	延滞金については、統一した見解に沿った取り扱いとするため、庁内検討会議にて、債権管理に関するヒアリングを行うとともに、条例の制定等について検討している。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-6 ⑥	区 分	意 見
項 目	保育所運営費保護者負担金 債務者から提出を受けた文書の保管管理			報告書 ページ	48
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	子ども未来部子ども保育課	関係課	—
意 見 内 容	分納期間は4年以下とし、分割納付の金額が3,000円を目安としているとのことであるので、文書の保存期間に問題が生ずることはないと思われるが、不納欠損処理自体が時効期間満了後になることから、分割金が滞納となるなどして債権管理が分納計画書の文書保存期間の5年を超えて管理が継続している場合には保存期間を延長するとともに、文書保存の有無もエクセル表による管理を行うべきと考える。				
措 置 内 容	債権者から提出を受けた文書の保管管理について、分割金の滞納などにより文書保存期間の5年を超えた管理が必要となる場合には、通知発送による周知及び分納誓約の更新手続きを行い、保存期間の延長を行う。また、文書の保存状態についてエクセル表によって管理し、適切な保存管理を行う。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-7 ①	区 分	意 見
項 目	住宅使用料 滞納賃料の連帯保証人への直接支払請求			報告書 ページ	52
措 置 状 況	措置済み	監査対象課	まちづくり部住宅課	関係課	—
意 見 内 容	明渡し要件である3か月以上の長期の滞納（甲府市市営住宅条例43条）があったり、分割納付が遵守されていなかったり、賃借人の死亡・所在不明の場合や住宅明渡し後になお滞納賃料が残存している場合等については、連帯保証人にその責任を自覚させ、その担保的役割を十分機能させるためにも、公営住宅の管理適正化の観点からも、連帯保証人に請求すべきである。				
措 置 内 容	賃借人との折衝では滞納が解消されない場合には、連帯保証人に対し納付指導依頼書を送付して連帯保証人としての自覚の喚起と賃借人への納付指導を促す中で、それでも納付が確認できない時は、連帯保証人に対して債務履行請求書の送付や納付相談を行う中で、滞納整理が進展するよう連帯保証人への請求に取り組んでいる。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-7 ②	区 分	意 見
項 目	住宅使用料 賃借人（場合によっては連帯保証人）への法的措置の検討			報告書 ページ	53
措 置 状 況	措置済み	監査対象課	まちづくり部住宅課	関係課	—
意 見 内 容	著しい減収・病気・災害等による社会的弱者と評価しうる入居者については、賃料の減免・徴収猶予の制度（甲府市市営住宅条例18条）や生活保護の申請など、別途、救済手段を考えることも可能である。したがって、正当な理由なく、書面送付による催告に応じない賃借人や連帯保証人に対しては、躊躇うことなく、顧問弁護士等と十分協議した上、法的措置をとることを検討すべきである。				
措 置 内 容	正当な理由がなく、電話催告や訪問、書面による催告にも応じない賃借人等に対しては、住戸の明渡しなどの法的措置を取っていく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-7 ③	区 分	意 見
項 目	住宅使用料 賃借人死亡の場合の相続人に対する請求の検討			報告書 ページ	53
措 置 状 況	措置済み	監査対象課	まちづくり部住宅課	関係課	—
意 見 内 容	甲府市市営住宅使用料滞納整理方針には、賃借人が死亡した場合の相続人への請求に関する記載は一切ないが、死亡による住宅明渡しの際など相続人などの親族が立ち会う場合もあり、そうした機会に相続人情報を得たり、事実上支払を打診することも含め、速やかに相続人調査を行い、相続人に対し滞納賃料等の請求をすべきである。確かに、相続人が家庭裁判所に対し相続放棄の申述をする場合もあるだろうが、相続人全員が放棄すれば、責任財産が見当たらない限り、回収不能な債権と評価して後述する不納欠損処分基準に加えることも可能となろう。				
措 置 内 容	賃借人が死亡した場合には、住宅の明け渡しに係る手続きを依頼するため、親族や相続人を探して連絡を取っており、住宅使用料の滞納がある場合は、相続順位に応じた相続人に対しての納付交渉に取り組んでいる。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-7 ④	区 分	指 摘
項 目	住宅使用料 甲府市市営住宅使用料不納欠損処分基準による処理の推進			報告書 ページ	54
措 置 状 況	措置済み	監査対象課	まちづくり部住宅課	関係課	—
指 摘 内 容	納付義務者と連帯保証人が死亡した場合等において不納欠損処理を行っているが、上記処分基準第2第1号記載の消滅時効が援用されている債権については、不納欠損処理を行っていない状況にある。この点については、早急に是正し、上記処分基準を満たす債権については速やかに不納欠損処理をすべきである。				
措 置 内 容	消滅時効が援用されている債権については、令和6年度決算において不納欠損処理を行う。今後も適切な債権管理を行っていく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-7 ⑤	区 分	意 見
項 目	住宅使用料 同処分基準にすべての相続人の相続放棄を加えることの検討			報告書 ページ	54
措 置 状 況	検討中	監 査 対 象 課	まちづくり部住宅課	関係課	—
意 見 内 容	相続人に対する請求を行うことで、できる限りの債権回収を図るとともに、相続が放棄されたことによって事実上回収可能性がなくなった債権を処理すべく、上記処分基準に「すべての相続人が相続を放棄したとき」を新設することも検討すべきである。				
措 置 内 容	「すべての相続人が相続を放棄したとき」を不納欠損処分基準に加えるかを検討している。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-8 ①	区 分	意 見
項 目	学校給食費 不納欠損処理の基準及び債権管理条例の必要性			報告書 ページ	59
措 置 状 況	取組中	監 査 対 象 課	教育部学事課	関係課	財政課
意 見 内 容	令和4年度の公会計化に伴い、一般財団法人甲府市学校給食会から令和2年度、同3年度の債権288万円の譲渡を受けたが、未収金及び不納欠損の状況からみると、債権譲渡を受けた分については、5年間の消滅時効の期間が経過した段階で時効援用がなされずに債権放棄もできずに残存する未納債権が発生する可能性がある。そこで、遅延損害金を含む私債権の放棄を定める債権管理条例を制定し、不納欠損処理の基準を明確化すべきと考える。				
措 置 内 容	不納欠損処理については、統一した見解に沿った取り扱いとするため、庁内検討会議にて、債権管理に関するヒアリングを行うとともに、条例の制定等について検討している。また、関係部局と協議する中で、不納欠損処理の基準を滞納整理要綱または学校給食費滞納整理等事務処理フロー(学校給食費収納マニュアル)に明記し、明確化に取り組んでいく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-8 ②	区 分	意 見
項 目	学校給食費 分納の期間、金額の基準の把握			報告書 ページ	59
措 置 状 況	取組中	監 査 対 象 課	教育部学事課	関係課	—
意 見 内 容	現時点で分納はなく、分納期間や分納金額は保護者の状況によって対応することとしている。これについては、債権者の市としては、一定の目安をもっていることが必要である。世帯の主たる所得者の収入金額と家族構成などから衣食住にかかる固定費の金額を各種統計資料から計算し、分納総額を概ねの期間で分割し、1か月当たりの分納金額の目安を把握しておくことが必要である。				
措 置 内 容	分納金額の目安を算出し、学校給食費滞納整理等事務処理フロー(学校給食費収納マニュアル)に明記する。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-8 ③	区 分	指 摘
項 目	学校給食費 債務者からの文書の管理規程の作成			報告書 ページ	59
措 置 状 況	取組中	監 査 対 象 課	教育部学事課	関係課	—
指 摘 内 容	債務者から提出された実際の文書の保管管理に関する項目が存在しない。これらの文書が文書管理規程のどの文書にあたり、保存期間や保存方法、管理状況を確認する時期（年1回のいつの時期か）について、あらかじめ規定しておくことが必要である。。				
措 置 内 容	保存期間や保存方法、管理状況を確認する時期等について、文書管理規定である甲府市文書取扱規定に基づき、学校給食費滞納整理等事務処理フロー(学校給食費収納マニュアル)に明記する。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-8 ④	区 分	指 摘
項 目	学校給食費 遅延損害金の徴収の適正化			報告書 ページ	59
措 置 状 況	取組中	監 査 対 象 課	教育部学事課	関係課	財政課
指 摘 内 容	公債権の延滞金について定める「甲府市税外収入の督促等に関する条例」に定めがないことから徴収を行っていないとの誤った認識があった。地方自治法施行令171条の6第2項によれば、民法上発生する遅延損害金の徴収を行わないことは合规性に欠けることとなる。個別の債権管理においては、遅延損害金がいくら発生しているかを踏まえた上で、その未徴収が本債権の徴収を優先するためという判断として妥当かどうかの検討が行われなければならない。その上で、最終的に遅延損害金を徴収できずに放棄の上、不納欠損処理を行わなければならない場合には、放棄の処理基準として、債権管理条例を制定することを検討すべきである。				
措 置 内 容	遅延損害金については、統一した見解に沿った取り扱いとするため、庁内検討会議にて、債権管理に関するヒアリングを行うとともに、条例の制定等について検討している。また、関係部局と協議する中で、不納欠損処理の基準を滞納整理要綱または学校給食費滞納整理等事務処理フロー(学校給食費収納マニュアル)に明記し、明確化に取り組んでいく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-9 ①	区 分	指 摘
項 目	放課後児童クラブ保護者負担金 債務承認の書式の作成			報告書 ページ	63
措 置 状 況	取組中	監 査 対 象 課	子ども未来部子ども保育課	関係課	—
指 摘 内 容	分納については、実際の例（令和5年度2件）を確認したところ、任意の様式で提出されており、いつの、どの滞納分の金額（総額）を支払うかの確認文書がなく、債務承認としての時効更新（民法152条）の要件充足に疑問を生ずる。したがって、分納の申請書や分納計画書については、書式を整え、債務承認に欠けることのないようにしなければならない。				
措 置 内 容	他部局の書式等を確認する中で、要領又は要綱へ分納に関する項目を明記していく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-9 ②	区 分	意 見
項 目	放課後児童クラブ保護者負担金 債権管理マニュアルの作成			報告書 ページ	64
措 置 状 況	取組中	監 査 対 象 課	子ども未来部子ども保育課	関係課	—
意 見 内 容	年度当初の4月に負担金徴収計画が作成され、これに基づき負担金の徴収が実施されているが、毎年の計画書でなく債権管理マニュアルを作成し、債務者から提出される文書の管理方法（保存場所や保存期間など）も規定するなど必要な書式を整えることが適当である。				
措 置 内 容	債権管理マニュアルを作成し、文書の管理方法の規定や必要な書式を整えていく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-9 ③	区 分	指 摘
項 目	放課後児童クラブ保護者負担金 遅延損害金の管理			報告書 ページ	64
措 置 状 況	検討中	監 査 対 象 課	子ども未来部子ども保育課	関係課	財政課
指 摘 内 容	遅延損害金については、本債権が私債権であるので民法により発生するが、滞納者の経済状況は収入に比して小学生の子どもに係る費用の割合が高くなるなど、滞納者の生活状況等を考慮して請求を行っていない。しかしながら、甲府市の債権としては、遅延損害金が納期限の翌日から発生していることから、同債権を管理する必要がある。仮に僅かであっても分納の際に、遅延損害金の支払条項を定め（例：滞納した負担金の分納が終了した際には速やかに遅延損害金を支払うこととし、その支払方法は分納終了時に別途協議する。）、遅延損害金債権について滞納者との間で明らかにしておく必要がある。				
措 置 内 容	遅延損害金については、統一した見解に沿った取り扱いとするため、庁内検討会議にて、債権管理に関するヒアリングを行うとともに、条例の制定等について検討している。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-9 ④	区 分	意 見
項 目	放課後児童クラブ保護者負担金 私債権の不納欠損処理の基準の作成及び債権管理条例の制定			報告書 ページ	64
措 置 状 況	検討中	監 査 対 象 課	子ども未来部子ども保育課	関係課	財政課
意 見 内 容	不納欠損処理を行った事例や債権放棄の事例はないとのことであるが、私債権の不納欠損処理を行えても、債権自体については債務者による消滅時効援用や債権放棄の手続について議会承認などハードルが高く、債権（遅延損害金を含む）が未納のまま長期間残存することになりかねない。仮に分納整理を行っても、児童が学校を卒業後、保護者の居所が不明となり、回収が困難になる事例も出現しうる。そこで、不納欠損処理の基準の策定と私債権の場合の債権放棄についての債権管理条例の制定は検討すべき課題である。				
措 置 内 容	債権管理条例については、統一した見解に沿った取り扱いとするため、庁内検討会議にて、債権管理に関するヒアリングを行うとともに、条例の制定等について検討している。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-10 ①	区 分	意 見
項 目	児童扶養手当返還金 債務者から提出を受けた文書の管理規程の整備			報告書 ページ	67
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	子ども未来部子育て支援課	関係課	—
意 見 内 容	債務者から提出を受けた文書については年度毎にファイルで保管しているが、その管理規程（保管される文書の内容、保管期間、毎年度の内容確認等）を「返還金台帳」と並んでガイドラインに規定すべきである。				
措 置 内 容	ガイドラインに文書分類や保存年限等について追記した。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-10 ②	区 分	意 見
項 目	児童扶養手当返還金 内払調整の債務者の合意の法的意味			報告書 ページ	67
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	子ども未来部子育て支援課	関係課	—
意 見 内 容	過払いが発生し、その後に支払う手当がある場合は、返還金を当該手当の内払金とみなすことができる（児童扶養手当法31条）。いわゆる「できる」規定となっていることから、債務者の承諾を得る運用がなされているものと思われるが、債権管理上、承諾は児童扶養手当法上の要件でないことは踏まえておくべきである。				
措 置 内 容	内払調整によって債務者及び児童の福祉に多大な影響が出ないように、事前に今後支払う手当が減額されることを伝え、承諾を得る運用としている。債務者の承諾が要件でないことを改めて認識したうえで、適正な債権管理に努める。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-10 ③	区 分	意 見
項 目	児童扶養手当返還金 返還金発生の原因究明と対策			報告書 ページ	68
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	子ども未来部子育て支援課	関係課	—
意 見 内 容	制度上、返還金発生は不可避とも考えられる。しかしながら、返還金には幅があり、金額が80～100万円にも上る場合が散見され、分納の割合が多いことから、収納率が低くなりがちである。金額が多い案件については、なぜ返還金が発生したかの分析も行い、今後の対策も検討すべきである。				
措 置 内 容	返還金は障害年金等の受給開始や事実婚の発覚により発生することが多く、それぞれその事実が発生した日に遡って児童扶養手当の支給額が改定される。支給開始時に資格を喪失する要件を伝えるとともに、現況届出時に障害年金等の受給状況を確認しているところであるが、引き続き受給者からの事前相談を促し、早期把握に努めていく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-11 ①	区 分	意 見
項 目	障害児通所支援給付費返納金 過誤処理と返還金処理の基準検討			報告書 ページ	70
措 置 状 況	検討中	監 査 対 象 課	福祉部障がい福祉課	関係課	—
意 見 内 容	過誤の金額が多かったことから返還金処理を行ったとのことであるが、過誤処理か返還金処理かの選択について、今後の同種事例への対応のため、金額基準のほか、対象事業所の規模、返還期間、返還金額などについて、基準を検討すべきである。				
措 置 内 容	翌月の過誤処理が原則であるが、事業所の規模や過度な資金繰りによっては事業所運営の継続が厳しくなり事業所の休止や閉鎖等になることも想定される。 それにより通い慣れた障がい者が必要な障がい福祉サービスを受けられなくなる等の影響もあることから、同種事例への基準等の検討については、慎重に進めていく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-11 ②	区 分	意 見
項 目	障害児通所支援給付費返納金 債権処理のガイドラインの書式の整備			報告書 ページ	70
措 置 状 況	取組中	監 査 対 象 課	福祉部障がい福祉課	関係課	—
意 見 内 容	債権処理のガイドラインがまとめられ、返還金台帳の整備（記載すべき事項の明記）のほか、「履行延期及び分割納付申請書」、「履行延期及び分割納付承認決定通知書」などの書面にも触れている。そこで、これらの書面の書式についてもガイドラインに記載するとともに、令和4年度の未収債権について分納にあたり債務者から提出された「債務確認承認書兼納付誓約書」の書面も有用であるので、必要な書面に関する書式もガイドラインに掲載すべきである。				
措 置 内 容	ガイドラインに記載されている申請書など必要な書類について掲載する。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-12 ①	区 分	指 摘
項 目	生活保護費返還金 債権管理マニュアル等への改正民法の反映			報告書 ページ	73
措 置 状 況	取組中	監 査 対 象 課	福祉部生活福祉課	関係課	—
指 摘 内 容	債権管理マニュアル等に民法の改正点が反映されていない部分が見受けられた。改正民法によれば、改正前の「中断」ないし「停止」の概念は、「更新」ないし「完成猶予」に再構成されており、民法改正に合わせて地方自治法236条も整備されている。また、改正民法施行日前に生じた債権であっても、施行日後に更新（中断）・完成猶予（停止）の事由が生じたときは改正法を適用することになっている（附則10条）。さらに、改正民法では、「協議を行う旨の合意による時効の完成猶予」の制度が導入され、当事者から「承認」を得られない場合であっても、時効完成を回避する方法もあることから、債権の適切な管理を行うため、改正民法が的確に反映された上記債権管理マニュアル等の改訂を速やかに行うべきである。				
措 置 内 容	他都市のマニュアル等を調査・研究のうえ、指摘事項である改正民法に準じた債権管理マニュアル改訂を行い、適正な債権管理に努めていく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-12 ②	区 分	意 見
項 目	生活保護費返還金 期限内の督促状発送の励行			報告書 ページ	74
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	福祉部生活福祉課	関係課	—
意 見 内 容	督促状は、時効の更新（中断）の効力を有する（地方自治法236条4項）重要な法律行為であり、また、滞納整理や時効管理の観点からも、全件において定められたとおり期限内に発送されるべきである。				
措 置 内 容	督促状について期限内の発送を徹底している。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-12 ③	区 分	意 見
項 目	生活保護費返還金 相続人がいる場合には速やかに相続人に請求			報告書 ページ	74
措 置 状 況	取組中	監 査 対 象 課	福祉部生活福祉課	関係課	—
意 見 内 容	相続人に請求することによって、相続を放棄しない或いは放棄できない相続人と納付の交渉を始めることができ、また、すべての相続人が相続を放棄するのであれば、これをもって不納欠損処理をすることができることになる。相続人への請求は、処理を進めるためにも速やかに行うべきである。				
措 置 内 容	返還金等の催告書を相続人へ送付するよう運用の見直しに取り組んでいる。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-12 ④	区 分	意 見
項 目	生活保護費返還金 不納欠損処分の処理基準を満たす債権の会計年度毎の適切な処理			報告書 ページ	75
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	福祉部生活福祉課	関係課	—
意 見 内 容	不納欠損処分手続は、債権管理担当が毎年度1回年度末に行うこととなっている。他方で、不納欠損処理状況を見ると、令和3年度まで1,500万円程度であったものが令和4年度は0円となり、令和5年度は約6,200万円となっている。この状況の経緯については、令和4年度にデータを整理した際、前年度以前にすでに時効が完成している債権が複数判明したことから、同年度を調査期間とし上記処分基準に該当する債権を精査したため、同年度は0円となっているとのことである。今後は、各年度において随時適切に処理されたい。				
措 置 内 容	令和6年度は適切に不納欠損を行ったところであり、今後も適切に処理していく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-13 ①	区 分	意 見
項 目	甲府市地域密着型サービス拠点施設等整備費補助金返還金 遅延損害金や加算金について規定			報告書 ページ	78
措 置 状 況	検討中	監 査 対 象 課	福祉部長寿介護課	関係課	—
意 見 内 容	甲府市地域密着型サービス拠点施設等整備費補助金交付要綱において、遅延損害金や加算金に関する規定はない。公平性の観点からすれば、事案の性質によっては、遅延損害金や加算金を賦課することができる規定を設けることも検討すべきである。例えば不正受給等による補助金交付決定の取消しにより返還金が発生した場合には、加算金を賦課する規定を設けることも考えられる。また、分納を誓約した債務者が滞納した場合には、遅延損害金を賦課する規定を設けることも検討すべきである。				
措 置 内 容	当該補助金の返還金は、事業者から当初の目的と異なる財産処分願いが出され、それを承認した場合に生じるものであり、加算金が課されるものではない。 なお、庁内検討会議において、債権管理に関するヒアリングが行われ、条例の制定等について検討されているところであり、遅延損害金については、統一された見解に沿った取り扱いとする。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-13 ②	区 分	意 見
項 目	甲府市地域密着型サービス拠点施設等整備費補助金返還金 長期にわたる分納の場合の履行確保の手段を検討			報告書 ページ	79
措 置 状 況	検討中	監 査 対 象 課	福祉部長寿介護課	関係課	—
意 見 内 容	長期にわたる分納となるケースは、事業者であった法人に分納を確実に履行するために必要な収入や資産が見込まれないことから、長期にわたる分納をせざるを得ない事案であると思われる。そのような場合には、確実な履行を確保するため、例えば、代表者の保証や担保の提供を求めるといった対応も検討すべきである。				
措 置 内 容	介護サービス事業所は、経営体力のない中小の事業所も多いことから、地域における介護サービスの提供体制を維持する観点からも、まずは事業を継続しながら納付していただけるよう、各事業所の経営状況に応じた納付を求めているところであり、履行確保のための一律の手段を取るべきかどうかについては、今後検討をしていく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-14-1 ①	区 分	意 見
項 目	国民健康保険料 不動産の調査及び差押えの実行			報告書 ページ	83
措 置 状 況	取組中	監 査 対 象 課	福祉部健康保険課	関係課	—
意 見 内 容	債務者が催告等に応じず滞納が続く場合に、債務者の財産を調査し、必要に応じて財産の差押え、換価等を実施することになる。債務者が甲府市に所有する不動産については、固定資産税を所管する資産税課に問い合わせることで比較的容易に把握できることから、不動産調査を積極的に実施すべきである。また、不動産のうち、自宅については差し押さえられることでの心理的な警告効果が高いと考えられるので実施を検討すべきである。更に滞納額が多い債務者については不動産の換価処分も検討すべきである。				
措 置 内 容	不動産差押を行っている自治体（中核市、県内市町村など）の状況を把握し、実施している自治体の事例を通じて具体的な手法を修得する。 不動産差押が滞納者に与える影響や、差押後の公売、換価までの具体的な流れについて整理を行う中で、実施に向けた検討を行う。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-14-1 ②	区 分	指 摘
項 目	国民健康保険料 時効管理の徹底			報告書 ページ	84
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	福祉部健康保険課	関係課	—
指 摘 内 容	不納欠損処理の状況について確認したところ、時効の到来を原因とした不納欠損処理をした債務者が確認された。当該債務者については、債務者からの回収状況を勘案すると分納計画等に反映することで時効を回避できたと考えられる。今後は、業務マニュアル等で時効管理の考え方を明確にする中で、滞納整理業務を行うべきである。				
措 置 内 容	記載すべき内容を精査の上、業務マニュアルの改訂を行った。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-14-1 ③	区 分	意 見
項 目	国民健康保険料 延滞金を含めた債権の管理			報告書 ページ	84
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	福祉部健康保険課	関係課	—
意 見 内 容	延滞金については滞納管理システムにて自動で算定はされているものの、本体保険料が納付された時に延滞金を調定するため、徴収員に割り当てられる滞納データには延滞金は含まれないこととなる。延滞金は甲府市国民健康保険条例19条により納付期限を過ぎると必ず発生するものであり、本体保険料と延滞金のどちらも徴収すべき対象に違いはない。限られた人員で回収作業をしていく上で滞納額の多寡は重要な判断要因であることから、未納保険料本体に延滞金を加えた債権額として債権管理するのが望ましい。				
措 置 内 容	延滞金を含めた債権の管理については、日々の徴収業務において、滞納管理システムで確認したうえで対応している。意見を踏まえ、改めて担当職員に取扱いの確認を行い、徹底を図った。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-14-2 ①	区 分	意 見
項 目	国民健康保険一般被保険者等返納金、退職被保険者等返納金 国民健康保険からの切替時の保険証使用の周知			報告書 ページ	86
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	福祉部健康保険課	関係課	—
意 見 内 容	本債権は、被保険者が切替時に誤って従来の保険証を使用することが原因であるので、国民健康保険加入者に正しい保険証の使用を認識してもらう必要がある。そこで、国民健康保険の加入時、または国民健康保険料の納付書発送時に、将来の国民健康保険からの切替時の正しい保険証使用について周知しておくことが望ましい。				
措 置 内 容	社会保険等に加齢の際には、国保の脱退手続き等をするよう資格確認書及び国保のしおり等で周知を行うとともに窓口対応においても、同様な助言を行っている。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-14-2 ②	区 分	意 見
項 目	国民健康保険一般被保険者等返納金、退職被保険者等返納金 早期の催告実施			報告書 ページ	86
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	福祉部健康保険課	関係課	—
意 見 内 容	診療の翌日から2年の時効の到来によって被保険者が本来の保険者に請求できず、資金不足等の要因で甲府市に返還できなくなる事態を避けるためには、被保険者に早期に手続きを進めてもらう必要がある。そのため、滞納の発生から時間を空けずに電話催告や催告書の送付を実施することが望ましい。				
措 置 内 容	複数回に渡る電話催告や催告書の送付を行うことと改めた。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-14-2 ③	区 分	意 見
項 目	国民健康保険一般被保険者等返納金、退職被保険者等返納金 不納欠損理由の把握			報告書 ページ	87
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	福祉部健康保険課	関係課	—
意 見 内 容	当該債権の不納欠損額は多額ではないものの毎年発生している状況である。不納欠損額の内訳は1人当たり数千円から数万円の滞納額となっており、費用対効果の面では債権管理に多くの手数を掛けるのは難しいと思料する。ただし、現状は債務者がどのような状況で滞納し、時効に至っているかの原因が把握できておらず、不納欠損額を減少させる対策を立てることが難しい状況である。将来的に不納欠損額を減少させていくためにも、個別の不納欠損理由の把握に努めるべきである。				
措 置 内 容	電話催告時において納付阻害原因を聞き取ることと改めた。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-15 ①	区 分	指 摘
項 目	住宅新築資金等貸付金 債権管理マニュアル作成、不納欠損処理基準による適切な処理			報告書 ページ	93
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	市民部人権男女参画課	関係課	—
指 摘 内 容	住宅新築資金等貸付金については、特殊な貸付金ではあるものの、現在の業務マニュアルとしては納付に関するごく簡易なマニュアルしか存在しないことから、時効の援用により消滅している債権について会計処理上の基準等が明確でなかったため不納欠損処理が行われていなかった。令和5年度には、時効援用された債権につき会計処理上の必要性から、約2億1,700万円の不納欠損処理が行われた。今後は、具体的な処理内容と基準を示した債権管理マニュアルを速やかに作成の上、年度毎に適切に処理されたい。				
措 置 内 容	債権管理の強化を目的として「住宅新築資金等貸付事業債権管理マニュアル」を作成（令和7年3月）し、不納欠損処分基準を含め、債権管理（滞納整理）事務に関する基本的事項を整理した。 令和6年度において、新たに時効の援用により消滅した債権については、作成したマニュアルに沿って適切に不納欠損処分を行った。また、令和7年度以降も作成した債権管理マニュアルに基づき適切な債権管理に努めていく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-15 ②	区 分	意 見
項 目	住宅新築資金等貸付金 積極的な催告と資産情報収集			報告書 ページ	93
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	市民部人権男女参画課	関係課	—
意 見 内 容	電話や訪問を積極的に行い、こちらから債務者に面談を求めるなど積極的に接触し事情を聴取することにより、回収可能性を高めることも十分可能であると考えられる。				
措 置 内 容	作成したマニュアルに基づき、債務者及び連帯保証人への催告通知等の発送を行う予定であり、連絡がない債務者等については、随時臨戸訪問等による面談等を実施し、生活状況や資産情報等の把握に努める中で、弁護士等へ相談しながら、個別の状況に応じて催告方法を協議していくこととした。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-15 ③	区 分	意 見
項 目	住宅新築資金等貸付金 連帯保証人への請求及び担保権の実行の検討			報告書 ページ	93
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	市民部人権男女参画課	関係課	—
意 見 内 容	主債務が滞納により信用危機に陥った以上、人的物的担保を十分に機能させることが、債権管理の適正化の観点からも、遅滞なく返済している債務者との公平性の観点から必要というべきである。				
措 置 内 容	作成したマニュアルに基づき、連帯保証人に対して「償還指導依頼書」や「連帯保証債務履行請求書」を発送する中で、債務者との面談の機会の増加につなげる。 また、抵当権の実行については、弁護士等へ相談しながら、個別の状況に応じて実施の判断をしていく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-15 ④	区 分	意 見
項 目	住宅新築資金等貸付金 延滞金の徴収の検討			報告書 ページ	93
措 置 状 況	検討中	監 査 対 象 課	市民部人権男女参画課	関係課	財政課
意 見 内 容	現在、滞納者に対して延滞金の徴収をしていない。これは、元利金の優先的な回収を図っているものと思われるが、延滞金を回収しない合理的理由はない。また、遅滞なく返済をしている債務者との公平性の観点からも、延滞金の徴収は検討すべきである。				
措 置 内 容	元金・利子の弁済をこれまで同様に優先させるが、延滞金については、統一した見解に沿った取り扱いとするため、庁内検討会議にて、債権管理に関するヒアリングを行うとともに、条例の制定等について検討している。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-15 ⑤	区 分	意 見
項 目	住宅新築資金等貸付金 貸付債権の管理及び回収業務の業者委託の検討			報告書 ページ	94
措 置 状 況	現状維持	監 査 対 象 課	市民部人権男女参画課	関係課	—
意 見 内 容	本件貸付事業は既に終了しており、現在は、貸付債権の管理・回収に特化したものとなっている。本件事業の廃止から20年以上が経過しており、債権回収業務に特化したドラステックな作業を行う部門としてみたとき、当然、費用対効果を十分に検討した上ではあるが、専門業者に委託することも検討する余地はあろう。				
措 置 内 容	実績を有する専門業者への聞き取り調査を行った結果、業者が有する専門的な知識や回収業務におけるノウハウの活用等により、一定程度の効果は見込まれるが、本貸付金の趣旨や償還状況、また、これまでの債権管理の状況を踏まえ、まずは職員により「住宅新築資金等貸付事業債権管理マニュアル（令和7年3月策定）」に基づいた対応を進めることとした。 なお、今後の債権管理の進捗状況に応じて、業者への委託等も庁内において検討する。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-16-1 ①	区 分	意 見
項 目	介護保険料 同一世帯ではない滞納者の相続人に請求の検討			報告書 ページ	99
措 置 状 況	検討中	監 査 対 象 課	福祉部長寿介護課	関係課	—
意 見 内 容	公平性の観点からすれば、労力と徴収率の向上とのバランスを考慮しつつも、滞納者が死亡した場合、同一世帯ではない滞納者の相続人にも督促状を送付するなどして、積極的に徴収することも検討すべきである。				
措 置 内 容	同一世帯ではない滞納者の相続人の把握については困難な点多々あるが、庁内関係課等とさらなる連携を密にしながらその情報共有に努めるとともに、他都市の状況を参考にする中で、督促状等の送付及び徴収方法について検討していく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-16-1 ②	区 分	意 見
項 目	介護保険料 連帯納付義務者に対するより積極的な督促・徴収の検討			報告書 ページ	99
措 置 状 況	検討中	監 査 対 象 課	福祉部長寿介護課	関係課	—
意 見 内 容	被保険者が属する世帯の世帯主、被保険者の配偶者は介護保険法上連帯納付義務を負うものと規定されている以上、労力と徴収率の向上とのバランスを考慮しつつも連帯納付義務者に対する積極的な督促及び徴収も検討すべきである。				
措 置 内 容	滞納者本人のみならず、連帯納付義務者に対し、介護保険法上における立場について理解を得るよう丁寧な説明に努めるとともに、他都市の状況を参考にすることで、連帯納付義務者のへの督促状等送付及び徴収方法について検討していく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-16-2 ①	区 分	指 摘
項 目	介護保険給付費返納金 延滞金の徴収			報告書 ページ	102
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	福祉部長寿介護課	関係課	財政課
指 摘 内 容	甲府市税外収入の督促等に関する条例4条に基づき、公平性の観点からも、災害その他やむを得ない理由があると認める場合において、同条例5条により延滞金の減免がなされない限りは、延滞金も徴収すべきである。				
措 置 内 容	事業者の指定取り消しを事由に発生した返納金については、延滞金の対象となることから徴収を行う。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-16-2 ②	区 分	意 見
項 目	介護保険給付費返納金 返納手続きに応じない債務者の代表者に対する法的手段の検討			報告書 ページ	102
措 置 状 況	現状維持	監 査 対 象 課	福祉部長寿介護課	関係課	—
意 見 内 容	分納誓約書の提出を求めても提出に応じない事業者や、不正な請求を行った事業者等に対しては、公平性の観点から、代表者等に対する損害賠償請求訴訟等の法的手続きによる回収も検討すべきである。また、組織的な不正請求がなされた場合には、関与した者について刑事告訴も検討すべきである。				
措 置 内 容	今後、分納誓約書の提出がない事業者や不正な請求を行った事業者等に対しては、弁護士等へ相談しながら、個別の状況に応じて法的手続きによる回収等を判断していく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-17 ①	区 分	意 見
項 目	後期高齢者医療保険料 短期保険証の送付文書への滞納処分の記載			報告書 ページ	105
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	福祉部健康保険課	関係課	—
意 見 内 容	滞納者に短期保険証を送付する文書を確認したところ、保険料の未納によって保険証の有効期限が短縮された旨の記載はあるものの、一定期間の滞納がある債務者に対して財産の差押えを実施することは記載されていなかった。滞納者に保険料納付を促し、被保険者間の負担の公平・公正を図るためにも、短期保険証の送付文書に財産の差押えなどの滞納処分について記載するべきである。				
措 置 内 容	令和6年12月2日以降、保険証廃止に伴い短期保険証も廃止となったため、今後は催告書(2-17 ②)を送付することにより、滞納者に対する催告を行っていく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-17 ②	区 分	意 見
項 目	後期高齢者医療保険料 催告書への滞納処分の記載			報告書 ページ	106
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	福祉部健康保険課	関係課	—
意 見 内 容	次年度に短期保険証になる見込みの滞納者に対しては、文書による催告を実施している。催告書の内容を確認したところ、①と同様に滞納者の財産の差押えなどを実施することは記載されていなかった。滞納者に保険料納付を促し、被保険者間の負担の公平・公正を図るためにも、催告書には財産の差押えなどの滞納処分について記載するべきである。				
措 置 内 容	令和7年1月発送分より「このまま納付しない場合には、滞納状況に応じた措置を検討することとなる」との旨を記載した催告書を送付している。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-17 ③	区 分	意 見
項 目	後期高齢者医療保険料 不動産の調査及び差押えの実行			報告書 ページ	106
措 置 状 況	検討中	監 査 対 象 課	福祉部健康保険課	関係課	—
意 見 内 容	債務者が甲府市に所有する不動産については、固定資産税を所管する資産税課に問い合わせることで比較的容易に把握できることから、不動産調査を積極的に実施すべきである。また、不動産のうち、自宅については差し押さえられることでの心理的な警告効果が高いと考えられるので実施を検討すべきである。更に滞納額が多い債務者については不動産の換価処分も検討すべきである。				
措 置 内 容	徴収担当者を対象とした滞納整理の研修等を通じて情報収集を行うとともに、国民健康保険の取扱いを参考とする中で、差押えの実施の可否について調査研究を行う。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-17 ④	区 分	意 見
項 目	後期高齢者医療保険料 保険料回収時の処理			報告書 ページ	106
措 置 状 況	現状維持	監 査 対 象 課	福祉部健康保険課	関係課	—
意 見 内 容	滞納者が令和3年8月に保険料を納付し、納付金の一部を他の期の未納保険料に充当した処理があった。この処理は、一部納付の要件を満たさず、時効延長の起点とはならなかった。2年後の令和4年10月に時効が到来し、令和4年度の不納欠損処理となった。このケースでは、令和3年8月の納付時に債務者から一部納付とするための「同意書」を入手していれば、時効は令和5年8月まで延長できたはずであった。今後は時効延長を可能とするために、一部納付とするための「同意書」を債務者から入手することを検討すべきである。				
措 置 内 容	令和3年8月の納付時点では過納金は生じておらず、また過納金は本人死亡に伴う保険料更正によるものであったため、同意書を入手することは不可能であった。今後も保険料の充当処理については、法律及び本市条例に照らし合わせの中で適正に実施していく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-18 ①	区 分	意 見
項 目	母子父子寡婦福祉資金貸付金 債務者からの文書の保管に関する規定の整備			報告書 ページ	111
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	子ども未来部子育て支援課	関係課	—
意 見 内 容	滞納者から提出を受けた文書（債務承認書等）については、相談・指導・訪問等の内容の記録も含め、対象者毎のファイルに保管されている。この点、マニュアルには文書ファイルの規定がないが、文書管理規程の扱いとして何にあたるかも含め、ファイルに綴られる文書の内容、保存年限、時効管理などの規定をマニュアルに設けるべきである。				
措 置 内 容	マニュアルに文書分類や保存年限等について追記した。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	債権管理に関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和6年度	番 号	2-18 ②	区 分	意 見
項 目	母子父子寡婦福祉資金貸付金 分納管理のシステム化並びに分納対象の要件及び分納基準の策定			報告書 ページ	111
措 置 状 況	検討中	監 査 対 象 課	子ども未来部子育て支援課	関係課	—
意 見 内 容	福祉資金システムには分納を消込した場合に回次ごとに分納フラグが立つなど一部分納に対応しているが、分納額や納期限の管理をすることができない。また、口座振替もできないために徴収事務量が増えることになってしまっている。将来的には債権管理システムでの対応を検討すべきである。徴収事務の効率化や公平性のためにも、5年の時効期間内の回収を基本とした分納期間・分納金額を基準に設定し、基準に加味すべき事情は過去の実例から抽出するなどして、分納対象の要件や分納基準を策定すべきである。				
措 置 内 容	前段の債権管理システムでの対応については、現在新システムへの入れ替えを検討しており、当該新システムにより、分納額や納期限の管理、分納額の口座振替も対応する予定である。 後段の分納対象の要件や分納基準の策定については、他都市や他部局の事例等を参考として検討していく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				